

1 制度の概要について

マイナンバーカードと運転免許証の一体化とは何ですか。	免許を受けようとする方や免許証を保有する方は希望することにより、住所地の運転免許センター・運転免許試験場や、運転免許関係手続を行っている一部の警察署等（※）でマイナンバーカードに免許情報を記録することができます。 免許証の持ち方は以下の3つから選択することができます。 ○免許情報が記録されたマイナンバーカード（マイナ免許証）のみ ○マイナ免許証と従来の免許証の2枚持ち ○従来の免許証のみ ※ 運転免許関係手続を行っている場所、開庁時間、予約方法については、都道府県警察ごとに異なりますので、事前に各都道府県警察のホームページを御確認いただくか、各都道府県警察にお問い合わせください。
マイナンバーカードと運転免許証を一体化させるメリットは何ですか。	マイナ免許証を保有した方については、以下のようなメリットがあります。 ○住所・氏名の変更手続がワンストップ化され、引っ越しに伴う住所変更や婚姻に伴う氏名の変更などがあった場合に、市区町村に届け出れば警察への届出が不要になる（マイナ免許証のみを保有する方が対象） ○講習区分が優良運転者講習又は一般運転者講習であれば、更新時講習をオンラインで受講することができる ○住所地以外の公安委員会の窓口で行う免許証の更新手続（経由地更新）が迅速化され、経由地更新の申請ができる期間が延長される ○従来の免許証と比べ、更新手数料が安くなる
マイナ免許証を保有したい場合は、どこで手続ができますか。	住所地の運転免許センター・運転免許試験場や、運転免許関係手続を行っている一部の警察署等（※）で手続を行うことができます。 ※ 運転免許関係手続を行っている場所、開庁時間、予約方法については、都道府県警察ごとに異なりますので、事前に各都道府県警察のホームページを御確認いただくか、各都道府県警察にお問い合わせください。
マイナ免許証を保有したい場合は、いつ手続ができますか。	更新等の手続時に限らず、いつでも手続可能です。
免許証の保有形態をマイナ免許証のみにした場合、従来の免許証を保有することはできますか。	はい。マイナ免許証を保有している方が、従来の免許証を保有したい場合には、住所地の運転免許センター・運転免許試験場や、運転免許関係手続を行っている一部の警察署等（※）で、更新等の手続時に限らず、いつでも手続を行うことができます。 ※ 運転免許関係手続を行っている場所、開庁時間、予約方法については、都道府県警察ごとに異なりますので、事前に各都道府県警察のホームページを御確認いただくか、各都道府県警察にお問い合わせください。
免許証の保有形態をマイナ免許証と従来の免許証にした場合、従来の免許証を返納したり、マイナ免許証から免許情報を抹消したりすることはできますか。	はい。マイナ免許証と従来の免許証の2枚を保有している方が、従来の免許証の返納やマイナ免許証からの免許情報の抹消を希望する場合には、住所地の運転免許センター・運転免許試験場や、運転免許関係手続を行っている一部の警察署等（※）で、更新等の手続時に限らず、いつでも手続を行うことができます。 ※ 運転免許関係手続を行っている場所、開庁時間、予約方法については、都道府県警察ごとに異なりますので、事前に各都道府県警察のホームページを御確認いただくか、各都道府県警察にお問い合わせください。
免許情報はマイナ免許証の券面にも記載されるのですか。	いいえ。マイナンバーカードの券面に免許情報は記載されません。免許情報は、マイナンバーカードのICチップに記録されます。
マイナ免許証は日本国外で使用することはできますか。	マイナ免許証のみでは、マイナンバーカードの券面に免許証の情報が記載されないことから、マイナ免許証のみを保有した状態で日本国外で自動車等を運転することは控え、従来どおり各国の規制を踏まえた方法で運転してください。

2 マイナンバーカードに記録される免許情報等について

マイナンバーカードにはどのような免許情報が記録されますか。	マイナンバーカードには、 ○マイナ免許証の番号 ○免許の年月日及びマイナ免許証の有効期間の末日 ○免許の種類 ○免許の条件に係る事項 ○免許用顔写真（モノクロ） ○色区分 などの免許情報が記録されます。
マイナンバーカードに違反情報は記録されますか。	いいえ。違反情報は記録されません。マイナンバーカードには、従来の免許証の券面に記載された事項と同様、自動車等を運転する際に確認が必要な免許情報のみが記録されます。
マイナンバーカードに記録する免許情報に、暗証番号を設定できますか。	はい。住所地の運転免許センター・運転免許試験場や、運転免許関係手続を行っている一部の警察署等（※）でマイナンバーカードに免許情報を記録する際に、ご自身で暗証番号（数字4桁）を設定していただけます。 ※ 運転免許関係手続を行っている場所、開庁時間、予約方法については、都道府県警察ごとに異なりますので、事前に各都道府県警察のホームページを御確認いただくか、各都道府県警察にお問い合わせください。
マイナ免許証読み取りアプリでマイナンバーカードに記録された免許情報を確認する際に、マイナ免許証の暗証番号は、入力を誤るとロックされますか。	マイナ免許証読み取りアプリでマイナ免許証の免許情報を確認するためには、暗証番号の入力が必要となりますが、10回連続で暗証番号の入力を誤るとロックがかかります。 暗証番号のロックを解除するためには、住所地の運転免許センター・運転免許試験場や、運転免許関係手続を行っている一部の警察署等（※）で手続が必要となります。 ※ 運転免許関係手続を行っている場所、開庁時間、予約方法については、都道府県警察ごとに異なりますので、事前に各都道府県警察のホームページを御確認いただくか、各都道府県警察にお問い合わせください。
マイナンバーカードに記録された免許情報を確認する際に、マイナ免許証の暗証番号を忘れた場合、どのようにすればよいですか。	住所地の運転免許センター・運転免許試験場や、運転免許関係手続を行っている一部の警察署等（※）に來訪していただき、設定された暗証番号を確認していただくこととなります。 ※ 運転免許関係手続を行っている場所、開庁時間、予約方法については、都道府県警察ごとに異なりますので、事前に各都道府県警察のホームページを御確認いただくか、各都道府県警察にお問い合わせください。
マイナンバーカードに記録された免許情報は、どのようにして確認できますか。	マイナンバーカードに記録された免許情報は、マイナ免許証読み取りアプリ（※1）を使用して、マイナ免許証のＩＣチップに記録された免許情報を確認することができます。 また、マイナポータル連携（※2）を行うことにより、マイナポータルで自らの免許情報を確認することができます。 ※1 読み取りアプリについては、「マイナ免許証FAQ一覧」の「10マイナ免許証読み取りアプリについて」を参照してください。 ※2 マイナポータル連携については、「マイナ免許証FAQ一覧」の「5免許情報とマイナポータルの連携について」を参照してください。
マイナ免許証の更新手続はどこでできますか。	マイナ免許証の更新手続は、住所地の運転免許センター・運転免許試験場や、運転免許関係手続を行っている一部の警察署等（※）で手続することができます。 ※ 運転免許関係手続を行っている場所、開庁時間、予約方法については、都道府県警察ごとに異なりますので、事前に各都道府県警察のホームページを御確認いただくか、各都道府県警察にお問い合わせください。

3 マイナ免許証の更新手続きについて

マイナ免許証の更新手続きはどこでできますか。	マイナ免許証の更新手続きは、住所地の運転免許センター・運転免許試験場や、運転免許関係手続きを行っている一部の警察署等（※）で手続きすることができます。 ※ 運転免許関係手続きを行っている場所、開庁時間、予約方法については、都道府県警察ごとに異なりますので、事前に各都道府県警察のホームページを御確認いただくか、各都道府県警察にお問い合わせください。
マイナ免許証の更新手続きでは、新しいマイナ免許証が交付されるのですか。	いいえ。マイナ免許証の更新手続きでは、現にお持ちのマイナ免許証のＩＣチップに記録されている免許情報を書き換えるため、新しいマイナ免許証が交付されるわけではありません。

4 マイナ免許証の紛失時の対応について

マイナ免許証を紛失した場合、どのようにすればマイナ免許証を再取得できますか。	市区町村でマイナンバーカードの再交付を受けていただき、再交付されたマイナンバーカードに住所地の運転免許センター・運転免許試験場や、運転免許関係手続を行っている一部の警察署等（※）で免許情報の記録を受けてください。 ※ 運転免許関係手続を行っている場所、開庁時間、予約方法については、都道府県警察ごとに異なりますので、事前に各都道府県警察のホームページを御確認いただくか、各都道府県警察にお問い合わせください。
マイナ免許証を紛失した場合に、即日、自動車等を運転したい場合はどのように対応したらよいですか。	住所地の運転免許センター・運転免許試験場や、運転免許関係手続を行っている一部の警察署等（※）で従来の免許証の交付を受けることにより、自動車等を継続して運転することができるようになります。 ※ 運転免許関係手続を行っている場所、開庁時間、予約方法については、都道府県警察ごとに異なりますので、事前に各都道府県警察のホームページを御確認いただくか、各都道府県警察にお問い合わせください。
紛失したマイナ免許証を発見した場合は、どうすればよいですか。	マイナンバーカードの再交付を受けた後に、紛失したマイナンバーカードを発見したときは、住所地の市区町村に返納する義務がありますので、返納をお願いします。

5 住所変更ワンストップサービス等について

住所変更ワンストップサービス等とは、どのようなサービスですか。	市区町村に住所等（住所、氏名又は生年月日）の変更を届出することによって、免許情報が自動変更され、住所地の運転免許センター・運転免許試験場や、運転免許関係手続を行っている一部の警察署等への住所等の変更の届出が不要になるサービスです。
住所変更ワンストップサービス等は、どのような人が対象ですか。	マイナ免許証のみを保有している方が対象です。
住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続は、どこで手続できますか。	住所地の運転免許センター・運転免許試験場や、運転免許関係手続を行っている一部の警察署等（※）で行うことができます。 ※ 運転免許関係手続を行っている場所、開庁時間、予約方法については、都道府県警察ごとに異なりますので、事前に各都道府県警察のホームページを御確認いただくか、各都道府県警察にお問い合わせください。
住所変更ワンストップサービス等を利用開始するためには、事前にどんな準備が必要ですか。	マイナ免許証が必要です。また、マイナンバーカードに有効な署名用電子証明書が記録されている必要があります。
住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続は、どのように行いますか。	住所変更ワンストップサービス等の利用を開始するためには、住所地の運転免許センター・運転免許試験場や、運転免許関係手続を行っている一部の警察署等（※１）において、以下の手続が必要となります。 ①利用規約の確認 ②住所、氏名、生年月日の中から、警察への提供を同意する項目を選択 ③個人番号カード用署名用電子証明書の提出（市区町村で設定した署名用電子証明書の暗証番号（６～１６桁の英数字）（※２）の入力） ④利用同意内容の確認 ※１ 運転免許関係手続を行っている場所、開庁時間、予約方法については、都道府県警察ごとに異なりますので、事前に各都道府県警察のホームページを御確認いただくか、各都道府県警察にお問い合わせください。 ※２ 個人番号カード用署名用電子証明書の暗証番号を失念した場合は、住民票がある自治体の窓口又はコンビニエンスストア等のキオスク端末（マルチコピー機）で初期化・再設定を行うことができます。詳細は<こちら, https://faq.myna.go.jp/faq/show/4140?category_id=6&site_domain=default >をご確認ください。
市区町村で署名用電子証明書を発行した当日に、住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続を行うことはできますか。	市区町村で署名用電子証明書を発行した情報がシステムに反映されるまでには、一定の時間を要しますので、住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続を行う方は、市区町村での署名用電子証明書の発行手続が完了してから１時間程度経過した後に、手続を行ってください。
住所変更ワンストップサービス等の利用開始時の同意に有効期間はありますか。	はい。住所変更ワンストップサービス等の同意の有効期間は１０年です。 なお、有効期間中であれば、いつでも、再度の利用開始手続を行うことで、同意の有効期間を更新することができます。
住所変更ワンストップサービス等の利用にあたり、住所のみ提供することに同意している場合、氏名に変更が生じた時は、どのような手続が必要ですか。	住所変更ワンストップサービス等では、住所等（住所、氏名又は生年月日）の項目のうち、同意していない項目については自動変更されませんので、引き続き、住所地の運転免許センター・運転免許試験場や、運転免許関係手続を行っている一部の警察署等（※）で氏名変更の手続を行っていただく必要があります。 ※ 運転免許関係手続を行っている場所、開庁時間、予約方法については、都道府県警察ごとに異なりますので、事前に各都道府県警察のホームページを御確認いただくか、各都道府県警察にお問い合わせください。

住所変更ワンストップサービス等の利用にあたり、住所のみに同意している方が、新たに氏名にも同意したい場合には、どのような手続が必要ですか。	マイナポータル上で、再度、住所及び氏名を警察へ提供することに同意し、署名用電子証明書を提出する手続が必要となります。
マイナ免許証を保有したら、必ず住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続を行わなければならないのですか。	いいえ。住所変更ワンストップサービス等を利用するかどうかは、マイナ免許証保有者御自身の判断で決めることができます。
住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続の際、署名用電子証明書用の暗証番号を忘れてしまったり、ロックしてしまったりした場合はどのようになりますか。	警察では、署名用電子証明書用の暗証番号の確認やロックした場合の解除手続はできません。署名用電子証明書用の暗証番号は、5回連続で誤るとロックがかかります。個人番号カード用署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定は住民票がある自治体窓口又はコンビニエンスストア等のキオスク端末（マルチコピー機）で手続を行うことができ、移動端末設備用（スマホ用）署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定はマイナポータルで手続を行うことができます。 住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続を行う場合には、事前に、署名用電子証明書用の暗証番号を確認していただくようお願いします。 詳細は<こちら, https://faq.myna.go.jp/faq/show/4140?category_id=6&site_domain=default >をご確認ください。
住所変更ワンストップサービス等の利用状況を確認する方法はありますか。	はい。マイナポータルにおいて、住所変更ワンストップサービス等において住所等（住所、氏名又は生年月日）のうち提供を同意した項目や同意の有効期間を確認することができます。ただし、マイナポータルで当該項目を確認するためには、事前にマイナポータル連携手続が必要となります。
住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続を行った後、市区町村で住所等の変更手続をした際に実施する必要がある手続はありますか。	市区町村で住所等（住所、氏名又は生年月日）の変更の届出をしてから、原則として2日後に自動変更されます。
住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続を行ったが、市区町村で住所等の変更手続をした際に実施する必要がある手続はありますか。	はい。市区町村において住所等（住所、氏名又は生年月日）の変更手続を行うと、署名用電子証明書が失効しますので、その際に新たな署名用電子証明書の発行手続を行っていただく必要があります。 新たな署名用電子証明書を発行しない場合、免許情報の自動変更は行われません。
署名用電子証明書の有効期間が満了した後に、市区町村で住所等の変更を行った場合には、免許情報は自動変更されますか。	いいえ。住所変更ワンストップサービス等を受けるためには、署名用電子証明書の有効期間が満了する前に、新たな署名用電子証明書の交付手続を市区町村で行っていただく必要があります。 なお、署名用電子証明書の有効期間が満了してしまった方については、市区町村で新たな署名用電子証明書の発行手続を行っていただいた後に、マイナポータル上において、再度、住所変更ワンストップサービスの利用開始手続(※1)を行っていただく必要があります。また、運転免許センター・運転免許試験場や、運転免許関係手続を行っている一部の警察署等(※2)において、再度、住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続を行っていただくことも可能です。 ※1 マイナポータルから住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続を行う際は、個人番号カード用署名用電子証明書だけでなく、移動端末設備用（スマホ用）署名用電子証明書を利用することも可能です。 ※2 運転免許関係手続を行っている場所、開庁時間、予約方法については、都道府県警察ごとに異なりますので、事前に各都道府県警察のホームページを御確認いただくか、各都道府県警察にお問い合わせください。
免許センター等で提出する署名用電子証明書は、スマホ用の署名用電子証明書でも可能ですか。	いいえ。住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続を行うために運転免許センター・運転免許試験場や、運転免許関係手続を行っている一部の警察署等(※)で署名用電子証明書を提出する際は、個人番号カード用署名用電子証明書に限りです。 ※ 運転免許関係手続を行っている場所、開庁時間、予約方法については、都道府県警察ごとに異なりますので、事前に各都道府県警察のホームページを御確認いただくか、各都道府県警察にお問い合わせください。

住所変更ワンストップサービス等の利用を取り消すことは可能ですか。	はい。住所変更ワンストップサービス等の利用を取り消す場合には、住所地の運転免許センター・運転免許試験場や、運転免許関係手続きを行っている一部の警察署等（※）において利用取消しの手続きを行っていただく必要があります。 なお、マイナポータル連携を実施済みの方は、マイナポータルから取り消すことも可能です。 ※ 運転免許関係手続きを行っている場所、開庁時間、予約方法については、都道府県警察ごとに異なりますので、事前に各都道府県警察のホームページを御確認いただくか、各都道府県警察にお問い合わせください。
---	--

6 免許情報とマイナポータル連携について

免許情報とマイナポータルの連携とは何ですか。	警察で免許情報を管理しているシステムとマイナポータルを連携する手続です。マイナポータル連携の手続を行うことで、マイナポータルから、 ①免許（運転経歴）情報の確認 ②オンライン更新時講習の受講 ③本籍のオンライン変更 ④住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続及び同意状況等の確認 ⑤お知らせの受信（免許の更新時期の接近等） のサービスを利用することができるようになります。
免許情報とマイナポータルの連携は、どのような人が対象ですか。	マイナ免許証又はマイナ経歴証明書を保有している方が対象です。
免許情報とマイナポータルの連携は、どのように行いますか。	免許情報とマイナポータルの連携を行うためには、以下の手続が必要となります。 ①マイナポータル連携の手続可能な住所地の運転免許センター・運転免許試験場や、運転免許関係手続を行っている一部の警察署等（※１）での個人番号カード用署名用電子証明書の提出 ②マイナポータルにログイン（利用者証明用電子証明書の暗証番号（市区町村で設定した４桁の数字）の入力） ③マイナポータルのメニューの「運転免許」、「連携をはじめる」を選択 ④券面事項入力補助用AP又はiPhoneのマイナナンバーカードに記録されたカード代替電磁的記録の基本４情報を、マイナポータルを経由して運転者管理システムに送信（個人番号カード用利用者証明用電子証明書でマイナポータルにログインしている場合は市区町村で設定した券面事項入力補助用暗証番号（４桁の数字）の入力、iPhoneのマイナナンバーカードでマイナポータルにログインしている場合は生体認証） ⑤署名用電子証明書（※２）の提出（市区町村で設定した署名用電子証明書の暗証番号（６～１６桁の英数字）の入力） 詳しくは警察庁ウェブサイト内に掲載されている<マイナポータル連携マニュアル, https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/mynaportalmanual2025.pdf>を参照してください。 ※１ 運転免許関係手続を行っている場所、開庁時間、予約方法については、都道府県警察ごとに異なりますので、事前に各都道府県警察のホームページを御確認いただくか、各都道府県警察にお問い合わせください。 ※２ マイナポータルから署名用電子証明書の提出を行う際は、個人番号カード用署名用電子証明書だけでなく、移動端末設備用（スマホ用）署名用電子証明書を利用することも可能です。
免許センター等でマイナポータル連携のための署名用電子証明書の提出を行った後、すぐに、マイナポータルから連携手続を行うことはできますか。	マイナポータル連携のための署名用電子証明書の提出後は、処理に時間を要するため、30分程度、時間を空けた後、マイナポータルから連携手続を開始してください。
マイナ免許証を保有したら、必ず免許情報とマイナポータルの連携を行わなければならないのですか。	いいえ。免許情報とマイナポータルの連携をするかどうかは、利用者の判断で決めることができます。
スマホ用の署名用電子証明書を利用して、マイナポータルと免許情報の連携の手続はできますか。	はい。マイナポータルから署名用電子証明書を提出する際は、移動端末設備用（スマホ用）署名用電子証明書に対応しています。

マイナポータルと免許情報の連携ができているかどうかは、どのように確認することができますか。	マイナポータルと免許情報の連携状況については、マイナポータルにログインし、ログイン画面の「メニュー」から「外部サイトとの連携」を選択していただくことで、確認することができます。
スマートフォンでマイナポータル連携の手続をしようとした際、「予期せぬエラーが発生しました。少し時間をおいてから、再度、手続してください。」というエラーメッセージが出ました。どのようなことが原因と考えられますか。	「予期せぬエラーが発生しました。」というエラーメッセージが表示される原因としては、ネットワークが一時的に途切れてしまったことやスマートフォンの設定においてデスクトップ用Webサイト（PC版サイト）が有効になっていることなどが考えられます。 デスクトップ用Webサイトの設定を無効にする方法は、以下の通りです。 <iOS> 設定アプリ > Safari > デスクトップ用Webサイトを表示 > すべてのWebサイトを "オフ" <Android> Chromeアプリ > 設定 > サイトの設定 > PC版サイトを "オフ" 上記の方法で改善されない場合は、併せて<こちら,https://faq.myna.go.jp/faq/show/6520?category_id=32&site_domain=default>を御確認ください。
マイナポータルと免許情報の連携を解除することは可能ですか。	マイナポータルから手続していただくことで、連携解除できます。

7 本籍（免許情報）のオンライン変更について

本籍（免許情報）のオンライン変更とは、どのようなサービスですか。	市区町村において本籍変更の届出をした後、マイナポータルにおいて、本籍変更の手続を行うことによって、免許情報が自動変更され、運転免許センター・運転免許試験場や、運転免許関係手続を行っている一部の警察署等への届出が不要になるサービスです。
本籍（免許情報）のオンライン変更は、どのような人が対象ですか。	マイナ免許証のみを保有している方が対象です。
本籍（免許情報）のオンライン変更は、どこで手続ができますか。	マイナポータルから行うことができます。ただし、マイナポータルから手続する場合は、事前にマイナポータル連携の手続が必要です。
本籍（免許情報）のオンライン変更の手続には、何が必要ですか。	有効な署名用電子証明書が必要です。
本籍（免許情報）のオンライン変更は、どのように手続すればよいですか。	本籍のオンライン変更を行うためには、以下の手続が必要です。 ①マイナポータルにログイン（利用者証明用電子証明書の暗証番号（市区町村で設定した4桁の数字）の入力） ②マイナポータルのメニューの「運転免許」、「本籍のオンライン変更の申請」を選択 ③戸籍情報のオンライン取得・提出（個人番号カード用利用者証明用電子証明書でマイナポータルにログインしている場合は、市区町村で設定した券面事項入力補助用暗証番号（4桁の数字）の入力）、iPhoneのマイナナンバーカードでマイナポータルにログインしている場合は生体認証）（初回のみ実施） ④本籍・筆頭者氏名の確認 ⑤確認事項の同意 ⑥署名用電子証明書の提出（※）（署名用電子証明書用の暗証番号（6～16桁の英数字）の入力） 詳しくは警察庁ウェブサイト内に掲載されている<マイナポータル連携マニュアル, https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/mynportalmanual2025.pdf>を参照してください。 ※ マイナポータルから署名用電子証明書の提出を行う際は、個人番号カード用署名用電子証明書だけでなく、移動端末設備用（スマホ用）署名用電子証明書を利用することも可能です。
本籍（免許情報）のオンライン変更は、一度手続をすれば、その後、市区町村へ本籍の届出のみで、免許情報に自動登録されるのですか。	いいえ。本籍のオンライン変更については、市区町村で本籍変更の届出を行う都度、マイナポータルから手続を行う必要があります。
本籍（免許情報）のオンライン変更の手続をした後、免許情報に反映されるまでには、どのくらいかかりますか。	免許情報への反映には、本籍のオンライン変更の手続を行ってから、概ね20分程度です。
本籍（免許情報）のオンライン変更により、変更された本籍を確認する方法はありますか。	はい。マイナポータルから確認することができます。

8 マイナ免許証の経由申請について

マイナ免許証の経由申請とは、何ですか。	マイナ免許証の経由申請とは、免許証等の更新を受けようとする方が、住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会を経由して行う更新申請をいいます。
マイナ免許証の経由申請はどのような人が対象ですか。	更新を受ける日において優良運転者又は一般運転者に該当する方です。ただし、身体の状態に応じた条件（メガネ、補聴器等を使用する方を除く。）が付されている方や、前回の更新時にやむを得ない理由により免許を失効し、再取得した方は対象外となります。
マイナ免許証の経由申請ができる期間はいつからいつまでですか。	免許証のみを保有する方が免許証を更新する場合には、免許証の有効期間が満了する日の直前の誕生日の1か月前から当該誕生日まで経由申請が可能です。 一方で、マイナ免許証のみを保有する方並びに免許証及びマイナ免許証を保有する方が、住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会において、マイナ免許証の免許情報記録の書換えを受けたい旨の申出をする場合は、免許情報記録の有効期間が満了する日の直前の誕生日の1か月前から免許情報記録の有効期間の末日まで経由申請が可能です。
マイナ免許証の経由申請を行う際に、必要な持参物は何ですか。	経由申請を行う場合には、以下の持参物が必要です。 ○更新連絡書 ○免許証を保有する方は免許証 マイナ免許証を保有する方はマイナ免許証 免許証及びマイナ免許証を保有する方はその双方 ○申請用写真 ○手数料 ○高齢者講習、認知機能検査、運転技能検査を受けられた方は、終了証明書等 詳細は各都道府県警察のホームページを御確認いただくか、各都道府県警察にお問い合わせください。
免許証のみを保有している方の経由申請は、どのような流れで手続きが進みますか。	免許証のみを保有している方については、経由申請を行うことにより、住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会において、 ○視力等の自動車等を運転するための適性に関する検査 ○更新時講習 を受けていただき、後日、住所地公安委員会から更新後の新免許証が交付されます。
マイナ免許証のみを保有している方の経由申請は、どのような流れで手続きが進みますか。	マイナ免許証のみを保有している方については、経由申請を行うことにより、住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会において、 ○視力等の自動車等を運転するための適性に関する検査 ○更新時講習 ○マイナ免許証に記録されている免許情報記録の書換え を受けていただきます。免許証の経由申請とは異なり、即日で手続きが終了します。
免許証とマイナ免許証の2枚を保有している方の経由申請は、どのような流れで手続きとなりますか。	免許証とマイナ免許証を保有している方については、住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会において、 ○視力等の自動車等を運転するための適性に関する検査 ○更新時講習 ○マイナ免許証に記録されている免許情報記録の書換え を受けていただきます。更新後の新免許証については、後日、住所地公安委員会から更新後の新免許証が交付されます。

免許証のみ又はマイナ免許証のみを保有している場合、経由申請に合わせて、新たにマイナ免許証や従来の免許証を取得することはできますか。	いいえ。このような手続を希望する場合には、住所地の運転免許センター・運転免許試験場や、運転免許関係手続を行っている一部の警察署（※）で手続を行ってください。 ※ 運転免許関係手続を行っている場所、開庁時間、予約方法については、都道府県警察ごとに異なりますので、事前に各都道府県警察のホームページを御確認いただくか、各都道府県警察にお問い合わせください。
免許証とマイナ免許証を保有している場合、経由申請に合わせて、いずれか一方に保有状況を変更することはできますか。	免許証を返納し、マイナ免許証のみにすることは可能です。 一方で、マイナ免許証の免許情報を削除して、免許証のみにすることはできません。
マイナ免許証を保有していますが、オンライン更新時講習を受けた上で、経由申請することはできますか。	可能です。
マイナ免許証を紛失し、市区町村でマイナンバーカードの再交付を受けた方について、経由申請の機会に合わせて、再交付を受けたマイナンバーカードに免許情報を記録することは可能ですか。	いいえ。このような場合は、住所地の運転免許センター・運転免許試験場や、運転免許関係手続を行っている一部の警察署等（※）において、マイナンバーカードへ免許情報を記録する申請を行ってください。 ※ 運転免許関係手続を行っている場所、開庁時間、予約方法については、都道府県警察ごとに異なりますので、事前に各都道府県警察のホームページを御確認いただくか、各都道府県警察にお問い合わせください。

9 マイナ経歴証明書について（自主返納された方向け）

マイナ経歴証明書とは、何ですか。	マイナンバーカードに運転経歴に関する情報（運転経歴情報）を記録し、従来運転免許証を自主返納した方に交付されていた運転経歴証明書とマイナンバーカードを一体化するものです。 ①運転経歴情報が記録されたマイナンバーカード、いわゆるマイナ経歴証明書を保有すること ②運転経歴証明書とマイナ経歴証明書の双方を保有すること ③従来の運転経歴証明書のみを保有すること を選択することができますようになります。
マイナ経歴証明書を希望する方のマイナンバーカードには、どのような情報が記録されていますか。	マイナンバーカードには、 ○運転経歴情報記録の番号 ○免許の年月日及び種類 ○運転経歴情報の記録年月日 ○自動車等の運転に関する経歴 ○経歴証明書用顔写真（モノクロ） などの運転経歴情報が記録されます。
マイナ経歴証明書を紛失した場合はどうすればよいですか。	引き続きマイナ経歴証明書の保有を希望する場合には、市区町村でマイナンバーカードを再発行していただき、住所地の運転免許センター・運転免許試験場や、運転免許関係手続を行っている一部の警察署等（※）で再度、マイナンバーカードに運転経歴情報を記録していただくこととなります。 従来の運転経歴証明書の保有を希望する場合は、住所地の免許センター等で運転経歴証明書の交付を即日で受けることができます。 ※ 運転免許関係手続を行っている場所、開庁時間、予約方法については、都道府県警察ごとに異なりますので、事前に各都道府県警察のホームページを御確認いただくか、各都道府県警察にお問い合わせください。

10 免許更新時のオンライン講習について

オンライン講習とは何ですか。	これまで運転免許センター・運転免許試験場や、運転免許関係手続を行っている一部の警察署等で行われていた免許更新時の優良運転者講習及び一般運転者講習がオンラインで受講できるものです。 自宅などで都合の良い時間にスマートフォンやパソコンを使用して受講できます。
オンライン講習の対象となる講習は何ですか。	運転免許更新時講習のうち、優良運転者講習と一般運転者講習です。 違反運転者講習、初回運転者講習及び高齢者講習は、オンライン講習では受講できません。
オンライン講習は住所地（居住地）にかかわらず受講できますか。	はい。オンラインで受講できるため、お住まいの都道府県にかかわらず受講することができます。
オンライン講習は誰でも受講することができますか。	マイナ免許証を持っている方であれば、誰でも受講することができます。ただし、70歳以上の高齢者講習を受講しなければならない方は受講できません。 また免許の効力が（仮）停止中の場合、受講することができません。
オンライン講習はいつから受講することができますか。	オンライン講習は免許証等の更新期間であればいつでも受講することができます。 具体的には、免許証等の有効期間が満了する日の直前の誕生日の1か月前から有効期間が満了する日までの間です。 ただし、更新期間中であっても免許の効力が（仮）停止中の場合、受講することはできません。
オンライン講習は何時でも受講することができますか。	更新期間中であれば、24時間いつでも受講することができます。 ただし、システムメンテナンス等を実施している場合は受講できませんので、メンテナンス期間外に再度ご利用ください。
オンライン講習を受けるためには何を準備すればよいですか。	オンライン講習を受講するためには、 ○マイナ免許証 ○スマートフォン又はパソコン（ICカードリーダ及びWEBカメラが付属しているもの） ※ Wi-Fi環境を推奨 が必要になります。 また、事前に、マイナポータル連携の手続を行っておく必要があります。
オンライン講習は従来の対面講習と比べて、講習手数料が安いのですか。	はい。オンライン講習は対面講習と比べて講習手数料が安くなります。 対面講習の場合、優良運転者講習は500円、一般運転者講習は800円ですが、オンライン講習であれば優良・一般運転者講習ともに200円です。
オンライン講習を受けた場合でも、視力検査や写真撮影などのため、免許センターなどに行く必要がありますか。	はい。免許証等の更新に必要な視力検査や写真撮影等のために、これまでと同じように運転免許センター・運転免許試験場や、運転免許関係手続を行っている一部の警察署等（※）にお越しいただく必要があります。 ※ 運転免許関係手続を行っている場所、開庁時間、予約方法については、都道府県警察ごとに異なりますので、事前に各都道府県警察のホームページを御確認いただくか、各都道府県警察にお問い合わせください。
マイナンバーカードの署名用電子証明書の有効期限が切れた場合、オンライン講習を受講できますか。	マイナポータル連携後であれば、署名用電子証明書の有効期限が切れていても利用者証明用電子証明書が有効であればオンライン講習を受講することができます。
オンライン講習はどこで受講できますか。	マイナポータルから受講することができます。 マイナポータルのメニューの「運転免許」、「オンライン講習を受講する」から受講を開始することができます。 詳しくは警察庁ウェブサイト内に掲載されているオンライン講習マニュアル(<日本語, https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/onlinemanual_Japanese2025.pdf >・<English, https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/onlinemanual_English2025.pdf >を参照してください。

オンライン講習の受講を希望する場合、何日前までにマイナ免許証を作成しておく必要がありますか。	オンライン講習受講の前日までにマイナ免許証を作成しておくことが望ましいです。 マイナ免許証を取得し、マイナポータル連携を行った後、1時間程度経てばオンライン講習を受講することができます。マイナポータル連携するには、あらかじめ運転免許センター・運転免許試験場や、運転免許関係手続を行っている一部の警察署等（※）において署名用電子証明書の提出が必要です。 ※ 運転免許関係手続を行っている場所、開庁時間、予約方法については、都道府県警察ごとに異なりますので、事前に各都道府県警察のホームページを御確認いただくか、各都道府県警察にお問い合わせください。
受講を一時中断したり、数日後に受講を再開したりすることはできますか。	はい。更新期間中であれば、何度でも受講を中断したり、再開することができます。 また、受講再開時、一時中断した箇所までスキップすることができます。
オンライン講習を受講完了後、引っ越しによって住所（都道府県）が変わりましたが、オンライン講習を再度受講しなければいけませんか。	いいえ、再度受講する必要はありません。 住所地の運転免許センター・運転免許試験場や、運転免許関係手続を行っている一部の警察署等（※）で更新手続を行ってください。 ※ 運転免許関係手続を行っている場所、開庁時間、予約方法については、都道府県警察ごとに異なりますので、事前に各都道府県警察のホームページを御確認いただくか、各都道府県警察にお問い合わせください。

11 マイナ免許証読み取りアプリについて

マイナ免許証読み取りアプリはどのようなものですか。	マイナ免許証のICチップに記録された免許情報を確認することができます。 また、読み取った情報を従来の免許証デザインで画像保存したり、有効期間の末日が近づいていることを通知する機能があります。
マイナ免許証読み取りアプリはどうやってインストールできますか。	マイナ免許証読み取りアプリは、App Store、Google Play又はMicrosoft Storeから無料でインストールすることができます。「マイナ免許証読み取りアプリ」と検索してください。
マイナ免許証読み取りアプリの利用に料金はかかりますか。	マイナ免許証読み取りアプリのダウンロードおよび利用は無料です。 ただし、インターネット通信料は利用者様の負担となります。
マイナ免許証読み取りアプリではどのような情報を確認できますか。	マイナ免許証読み取りアプリでは、 ○マイナ免許証の番号 ○免許の年月日及びマイナ免許証の有効期間の末日 ○免許の種類 ○免許の条件に係る事項 ○免許用顔写真（モノクロ） ○色区分 など運転免許に関する情報を確認することができます。
マイナ免許証読み取りアプリはどのような端末で使用できますか。	読み取りアプリの動作保証環境については、<マイナ免許証読み取りアプリ専用サイト, https://myna-menkyo-app.npa.go.jp >を参照ください。
マイナ免許証読み取りアプリはどのような場面で使用するのですか。	ご自身の免許情報を確認することができるほか、レンタカー事業者等が顧客の免許情報を確認することができます。ただし、免許情報の読み取りには、住所地の運転免許センター・運転免許試験場や、運転免許関係手続を行っている一部の警察署等（※）でマイナ免許証に一体化した時に免許保有者自身が設定した暗証番号が必要です。 ※ 運転免許関係手続を行っている場所、開庁時間、予約方法については、都道府県警察ごとに異なりますので、事前に各都道府県警察のホームページを御確認いただくか、各都道府県警察にお問い合わせください。
警察官にマイナ免許証の提示を求められた際は、マイナ免許証読み取りアプリで、暗証番号を入力して提示する必要がありますか。	いいえ。警察官は警察に配備された専用端末により免許情報を読み取るため、マイナ免許証を保有している方が読み取りアプリを準備する必要はありません。
警察官が読み取りアプリを使用して免許情報を取得する際に、マイナンバーも収集されますか。	いいえ。警察官がマイナ免許証から取得する情報は免許情報に限定され、マイナンバーを収集することはありません。
マイナ免許証読み取りアプリの通知機能はどのようなものですか。	アプリ内の通知設定をオンにすることで、更新期間の末日が近づいていることを事前にお知らせしてくれます。お知らせするタイミングについては、有効期間の末日から2か月前、4か月前、6か月前から複数選択することができます。 なお、通知機能はオフにすることもできます。
マイナ免許証読み取りアプリは、オフラインでも使用できますか。	オフラインであってもマイナ免許証の読み取りなど基本的な操作をすることができます。ただし、アプリ操作マニュアル、アプリに関するFAQ等を確認するには通信できる環境が必要となります。
マイナ免許証読み取りアプリで読み取った情報はスクリーンショットや印字したりできますか。	はい。読み取った免許情報については、従来の免許証デザインで画像保存することができます。また、スクリーンショットによる保存もできます。 パソコン環境の場合、プリンターと接続することで、印字することもできます。

マイナ免許証読み取りアプリに免許情報を保存すれば、スマートフォン等を携帯するだけで自動車を運転することができますか。	いいえ。免許情報を保存したスマートフォン等のみでは、自動車を運転することはできません。自動車等を運転する際には、必ず、マイナ免許証または従来の免許証のいずれかを携帯してください。
マイナ免許証読み取りアプリで保存した免許情報は本人確認書類として使用することができますか。	マイナ免許証読み取りアプリで保存した免許情報は、銀行における口座開設及び振り込み等の手続で使用可能な犯罪による収益の移転防止に関する法律上の本人確認書類には該当しません。 その他の本人確認を行う場面での使用の可否については、各事業者等にお問合せください。
マイナ免許証読み取りアプリのマニュアルはありますか。	はい。<マイナ免許証読み取りアプリ専用サイト,https://myna-menkyo-app.npa.go.jp>を参照ください。

12 その他

マイナ免許証の取得後に、マイナンバーカードを更新すると、更新後のマイナンバーカードには免許情報が引き継がれますか。	はい。個人番号カードオンライン申請サイトにおいて新たなマイナンバーカードの交付申請をする際に、マイナ免許証等継続利用の手続を行うことが可能です。 詳しくは警察庁ウェブサイト内に掲載されている<新たなマイナンバーカードをマイナ免許証として引き続き利用するまでの流れ, https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/flowchart.pdf>をご覧くださいか、住所地の運転免許センター・運転免許試験場や、運転免許関係手続を行っている一部の警察署等（※）にお問い合わせください。 ※ 運転免許関係手続を行っている場所、開庁時間、予約方法については、都道府県警察ごとに異なりますので、事前に各都道府県警察のホームページを御確認いただくか、各都道府県警察にお問い合わせください。
マイナ免許証の取得後に、マイナンバーカードを更新すると、更新後のマイナンバーカードには免許情報が引き継がれないのですか。	はい。令和7年9月1日から、マイナ免許証を保有する方が、マイナンバーカードを更新したときに、新たに交付されるマイナンバーカードに、自動的に免許情報が引き継がれる運用を開始しました。 「個人番号カードオンライン申請サイト」<>において新たなマイナンバーカードの交付申請をする際に、「マイナ免許証等継続利用」の手続を行ってください。 詳細については、「新たなマイナンバーカードをマイナ免許証として引き続き利用するまでの流れ」をご覧くださいか、お近くの運転免許センター等にお問合せください。 また、新しいマイナンバーカードの交付申請中の方は、新しいマイナンバーカードが交付された後に、マイナ免許証の取得手続を行ってください。 新しいマイナンバーカードの交付申請中に、現在、保有しているマイナンバーカードをマイナ免許証にすると、新たに交付されるマイナンバーカードには免許情報が引き継がれません。
利用者証明用電子証明書や署名用電子証明書の有効期間が満了した場合、マイナ免許証は失効しますか。	いいえ。利用者証明用電子証明書や署名用電子証明書の失効（有効期間切れ）は、マイナ免許証の免許情報の有効性には影響しません。
利用者証明用電子証明書や署名用電子証明書が失効している場合でも、運転免許証とマイナンバーカードの一体化はできますか。	はい。運転免許証とマイナンバーカードの一体化はできます。ただし、利用者証明用電子証明書が失効している場合は、マイナポータルにログインできません。また、署名用電子証明書が失効している場合は、住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続や免許情報とマイナポータルの連携ができませんので、ご注意ください。 なお、電子証明書の更新手続については、住所地の市区町村にお問い合わせください。
マイナ免許証と従来の免許証を保有している場合、自動車等を運転する際は2枚とも携帯する必要がありますか。	いいえ。マイナ免許証又は従来の免許証のいずれかを携帯することで、自動車等を運転することができるようになります。
従業員のマイナ免許証の情報を確認する際は、どのように対応したらよいですか。	マイナンバーカードに記録された免許情報は、マイナ免許証読み取りアプリを使用して、マイナ免許証のＩＣチップに記録された免許情報を確認することができます。
従業員の免許情報を保管する際、免許証の場合は写しを保管していましたが、マイナ免許証の場合は、どのように対応したらよいですか。	マイナ免許証の場合は、マイナ免許証読み取りアプリを使用することで、読み取った免許情報を、従来の免許証デザインで画像保存することができます。また、スクリーンショットによる保存もできます。 パソコン環境の場合、プリンターと接続することで、印字することもできます。
免許情報がマイナ免許証の券面に記載されないのであれば、マイナ免許証の有効期間はどのように確認できますか。	マイナ免許証の有効期間は、マイナ免許証読み取りアプリやマイナポータルにより、確認することができます。また、従来の免許証と同様に、更新期間の前に更新連絡はがきが送付されます。
スマートフォンにマイナンバーカードを搭載できるようになりますが、免許情報も併せて搭載できますか。	いいえ。スマートフォンにマイナンバーカードの機能を搭載しても、免許情報は搭載されませんので、自動車等を運転する際には、マイナ免許証又は従来の免許証のいずれかを携帯する必要があります。

マイナ免許証でレンタカーやカーシェアリングは利用できますか。

各事業者のサービスにおけるマイナ免許証の利用の可否については、各事業者のホームページを御確認いただくか、各事業者にお問合せください。